

未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんに必要な医療が行われるよう、医療費が助成される制度です。



○助成内容

（助成対象）

森町に住所がある乳児^{※1}で、次の①②に該当する場合

- ① 出生時の体重が 2,000g 以下、または医師により入院養育が必要と認められた場合
- ② ①の理由により指定医療機関に入院した場合

※1 乳児：満 1 歳の誕生日の前日までのこどもをいう

（助成の範囲）

指定医療機関での入院治療にかかる保険診療^{※2}のみが対象となり、家族全員の市町村住民税額に応じた自己負担金があります。 ※2：おむつ代等は保険診療対象外

ただし、この自己負担金についてはこども医療費助成の対象となり、健康こども課の窓口で申請をすることで負担の必要がなくなります。

（各通知について）

- ・養育医療券は町で審査後送付します。（申請から約 2 週間かかります。）
医療券が届きましたら、速やかに入院している指定医療機関へ提出してください。
万が一、医療券を紛失または破損した時は、再交付の申請が必要になります。
持ち物・・・印鑑
- ・自己負担額決定通知書は後日送付します。

○未熟児の訪問指導

お子さんが退院した後に、保健師が訪問し、発育状態・育児のことなど個別に相談に応じています。お気軽に問い合わせください。



申請窓口・問い合わせ先 森町役場健康こども課こども家庭係(森町保健福祉センター内)
TEL 86-6330

未熟児養育医療給付申請について

(必要書類等) ★印は必ずお持ちください。

- ★養育医療意見書（医師作成）
- ★お子さんの加入医療保険の情報がわかるもの
- ★申請者の個人番号カード及び世帯員及び扶養義務者の個人番号カード
- ★印鑑

☆当年1月1日に町外に居住していた方

前年分市町村民税の証明（家族全員：18歳以下の被扶養者以外は必要）が必要になります。

前居住地で発行してもらってください。

※治療開始日が1月～6月末までは前々年分

(税額証明)

給与所得者	確定申告した人
・源泉徴収票 源泉徴収税額欄が〇または空欄の場合は 住民税課税証明書も必要です。	・申告書の写し または納税証明書（その1） 税額が〇の場合は住民税課税証明書も 必要です。

※住宅借入金等特別控除額は徴収基準額の対象になります。

【税額証明発行先】 源泉徴収票 → 勤務先支払者

納税証明書(その1) → 税務署

住民税課税証明書 → 市役所、町役場

(窓口で記入していただく書類)

- ①養育医療給付申請書
- ②世帯調書
- ③子ども医療費助成申請書
- ④依頼書

